

令和8年度 第2子以降無償化のための申請案内 (多子世帯利用給付認定)

お問い合わせ先

仙台市幼児教育無償化事務センター 受付時間:月曜～金曜(土日祝日を除く) 8:30～17:15

022-214-8978(令和8年9月25日(金)まで) ▶▶ 0120-587-287(令和8年9月28日(月)から)

手続きの不備がある場合、直接お電話する場合があります。上記番号からおかけしますので、事前の電話帳登録をお願いいたします。

1 第2子以降無償化の概要

満3歳入園児における幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業の利用料について、仙台市から多子世帯利用給付認定を受けた場合に、令和8年9月利用分は日額上限450円(月額上限16,300円)まで、令和8年10月以降利用分は日額上限490円(月額上限17,700円)まで無償となります。

※食材料費や通園送迎費、行事費等は第2子以降無償化の対象外です(保護者の負担となります)。

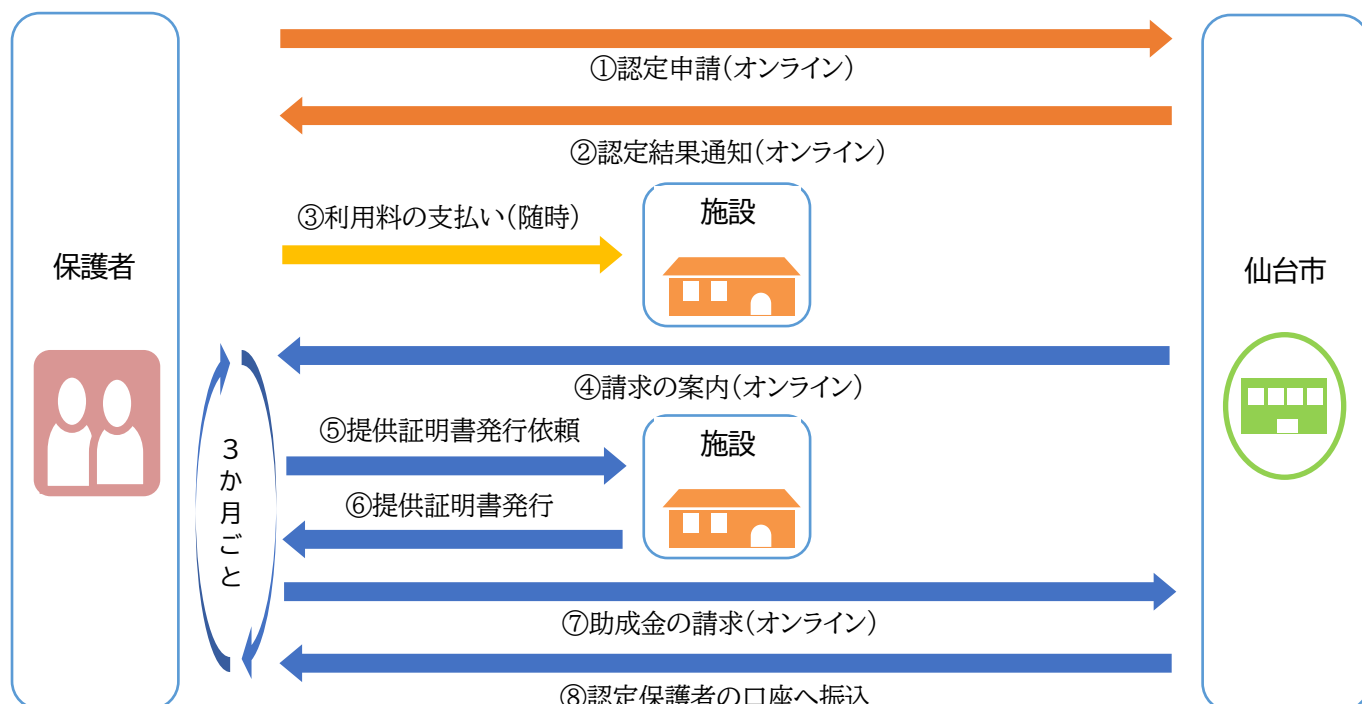
※プレ幼稚園(3歳の誕生日より前の通園)は第2子以降無償化の対象となりません。

※在園している幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育以外の保育サービス(一時預かり事業・認可外保育施設等)の利用料は無償化の対象となりません。

ただし、在園している幼稚園等の預かり保育の実施時間が少ない場合(教育時間を含めて平日8時間未満または年間実施日数200日未満)のみ、他の保育サービスの利用料も預かり保育の利用料と合わせて月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。仙台市の場合、聖ルカ幼稚園、宮城教育大学附属幼稚園、あきう幼稚園の3施設が該当します(R8.9現在)。

※利用料は、いったん保護者から施設へお支払いいただく必要があります。無償化額は、3か月ごとに保護者から仙台市へご請求いただいた後、仙台市から保護者の口座へお支払いします(償還払い:下図④～⑧参照)。

詳しい内容は仙台市ホームページに掲載しています。



2 多子世帯利用給付認定

(1) 認定要件

第2子以降無償化の対象となるためには、仙台市から「多子世帯利用給付認定」を受ける必要があります。

※認可保育施設や幼稚園等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」とは別の認定です。

認定要件 ※以下すべてに該当すること	対象事業
☑ 認定対象児童と保護者が<u>仙台市内に居住</u>している (原則として住民票があること) ☑ 令和8年度の<u>満3歳入園児</u>(3歳の誕生日の前日以降の入園児) ☑ 保護者(父母等それぞれ)が<u>保育の必要性の事由</u>に該当する ☑ 同一生計の世帯のこどもの数を上から数えて<u>第2子以降</u>のこども ☑ 預かり保育事業について<u>幼児教育・保育の無償化(国制度)を受けていない</u>	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業

(2) 保育の必要性の事由

多子世帯利用給付認定を申請するには、保護者(父母等それぞれ)が次のいずれかに該当する必要があります。

① 1か月に64時間以上就労している場合(自営業、内職等を含む)

※休憩時間を除いた時間となります。

※育児休業中の場合、施設・事業の利用開始日の2か月後までに復職する場合のみ対象となります。

※無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例: ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。

② 妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合

※認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に応ずる日から認定することができます。該当する場合はお申出ください。

③ 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障がいを持っている場合

④ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常に介護・看護している場合(1か月に64時間以上)

⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

⑥ 求職活動中である場合

※認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

※就職した場合、就労証明書等の証明書類の提出により、保育の必要性の事由及び認定期間が変更されます。

⑦ 1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)

⑧ 育児休業取得時にすでに幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業を利用しているお子さんがいて、同一施設での継続利用が必要である場合

※「就労」の事由で多子世帯利用給付認定を受けて預かり保育事業を利用し、下のお子さんの育児休業を取得する場合は、同一施設の継続利用が必要である場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで認定を継続できます(下のお子さんが1歳の誕生日時点で認可保育所等の利用待機となった場合、最大で6か月の延長(1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となった場合はさらに最大6か月の再延長)が認められる場合があります。)

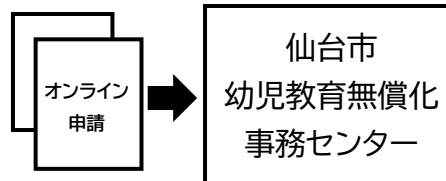
ただし、令和8年9月1日時点ですでに育児休業中であり、同日付の多子世帯利用給付認定開始を希望する場合、育児休業に入る前から同一施設での預かり保育事業を利用していれば、「就労」の事由で多子世帯利用給付認定を受けていなくても、「育児休業中の継続利用」として申請することができます。

⑨ その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合

保育を必要とすることを証明する書類をご用意のうえ、[申請フォーム](#)からご申請ください

(1)認定開始希望日が令和8年9月1日～9月30日の場合

令和8年9月30日(水)までをめどに申請をしてください。書類の準備に時間を要する場合は、令和8年10月1日(木)以降も申請可能です。



(2)認定開始希望日が令和8年10月1日～令和9年3月31日の場合

令和9年3月31日(水)までかつ速やかに申請をしてください。

- ・令和9年4月1日(木)以降、令和8年度に日付を遡って申請することはできません。
- ・兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人ずつ申請してください。
- ・認定希望日(利用開始(予定)日)が数か月先の場合、申請を一旦お返しさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ・認定の審査には時間を要します。認定結果は令和8年11月以降に順次通知予定です。



★保育を必要とすることを証明する書類

添付書類

- * 父母等それぞれについて、保育の必要性の事由に応じ、下記の★の書類を添付してください。
- * ◆の書類は、マイナンバーを使用し、本市担当課や他自治体等へ情報照会を行いますので、添付不要です。
- * 母子健康手帳・療育手帳・介護保険被保険者証は仙台市に住民登録している方のみ情報照会可能です。
- * 認定希望日(利用開始日)から6か月以内の証明日(記入日)の書類が有効となります。

①	就労	●お勤めの方(就職内定者を含む)→ 指定様式C-1「就労証明書」★ ●自営業の方、内職している方→ 指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★及び次のいずれか ①開業している場合 ●直近3か月分の事業収入が確認できる帳簿(収支内訳書等)、認定開始希望日から6か月以内の請求書、納品書、請負契約書など、事業の実態が客観的にわかる書類の写し ※開業から3か月以内の場合は個人事業の開業届や営業許可書(証)等の写し可。 ②開業予定の場合 ●店舗の賃貸借契約書、取引先との請負契約書等開業予定であることを証明する書類の写し ③専従者の場合は、上記①②に加え、専従者として従事していることの証明書類が必要です。 ●事業主の直近の確定申告書(第二表)・青色事業専従者給与に関する届出書の写し、事業主からの申立書等 ※上記①②の書類で専従者として従事していることが確認できる場合は不要。
②	出産	●母子健康手帳の写し◆
③	疾病・障がい	●診断書の原本またはその写し(保育を必要とすることの記載があるもの)★ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◆
④	介護等	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★ 及び 次のいずれか ●診断書の原本またはその写し★ ●介護保険被保険者証の写し◆ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◆
⑤	災害復旧	り災証明書★ 及び 復旧に関する期間等を記載したもの★
⑥	求職活動	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★
⑦	就学	指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★ 及び 在学証明書等★
⑧	育児休業中	指定様式C-1「就労証明書」★ ※育児休業期間等が記載されたもの
⑨	その他	状況が確認できる書類★ 及び 保育が必要な理由等が記載されたもの★

○単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。

○指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

認定期間が満了した場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業の利用料が第2子以降無償化の対象外となります。引き続き第2子以降無償化の対象となることを希望する場合は、新たに保育の必要性の事由に該当し、多子世帯利用給付認定を受ける必要があります。

(1)申請時と状況が変わった場合

申請後(認定後)に利用施設や居住地、世帯の状況、保育の必要性の事由等に変更があった場合は、変更手続きが必要です。認定要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消されることがあります。

(2)現況確認について

多子世帯利用給付認定を受けた方の保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回、現況届及び保育を必要とすることを証明する書類を提出いただきます。手続きについては、実施時期に対象者へご案内します。

注意事項

- ① 「多子世帯利用給付認定申請」は、申請案内をよく読み、保護者が漏れなく入力してください。
- ② 必要書類は、申請に必ず添付してください。必要書類が確認できない場合は、認定ができません。
- ③ 就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、申請前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- ④ 多子世帯利用給付認定の審査にあたり、申請者や同居家族の住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- ⑤ 多子世帯利用給付認定において、保育の必要性の状況に応じて、認定期間(第2子以降無償化の対象となる期間)が制限される場合があります。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって第2子以降無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、第2子以降無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1～2か月前を目安に期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類を添付し、認定変更申請を行ってください。(日付を遡って多子世帯利用給付認定を継続することはできません。)
- ⑥ 「多子世帯利用給付認定申請」を行った場合、申請様式内の「申請にあたっての同意事項」に同意いただいたものとして取り扱います。
- ⑦ 申請内容に虚偽や保育を必要とする要件が確認できる書類等に改ざんが認められた場合、遡って認定を取り消し、既に受給した助成金については、返還していただく場合があります。